

2019年度活動方針 第40回定期総会で確定

長野県保険医協会は3月21日の第40回定期総会で新年度活動方針を会員に事前送付の議案書の通り決定した。当日出席は11名、委任状出席が261名となり定足数をみたし、総会は有効に成立した。活動方針は「医療をとりまく動き」「活動の指針」「重点活動」からなるが、ここでは本年度の姿勢と実施事項に係る「活動の指針」と「重点活動」部分を全文掲載し紹介する。 - 2~4面 -

活動の方針

政府がめざす全世代型社会保障とは高齢者と現役世代の世代間の分断と対立を煽りながら、高齢者の負担を増加させるとともに、最終的には全世代の負担増と給付抑制を目的とするものである。具体的な動きは参議院選挙後に加速すると思われるため法案提出をさせない世論作りが急務である。今後検討が予定されている医療・社会保障の改革内容を患者、県民にわかりやすく伝える丁寧な学習・宣伝活動が必要となる。そのためにも患者と接する会員の先生方の運動への参加意識を高めることが重要である。

次回診療報酬改定では、初再診料をはじめとする基礎的技術料の底上げと不合理是正を中心とした診療報酬引き上げの運動に取り組む。現在の医療保険制度下では診療報酬引き上げが患者負担増につながるといった医療機関と患者の分断を克服するために患者窓口負担率の軽減の運動も同時に強化する。

長野県内では、地域医療構想に加え、医師確保計画など医療提供体制に関わる目標設定と地域での調整が進められ

ることになる。地域に必要な十分な医療が提供されることを基本に関係方面に働きかける。

会員が保険医協会に期待する審査、指導の相談活動、診療や経営、生活に関わる講習会や学術研究会の企画を充実させ、医科歯科一体を基礎に医療機関の経営を支える保険医協会をアピールし、組織拡大をはかっていく。

重点活動

1. 国民皆保険を守り、社会保障を充実させる活動

(1) 待合室から患者への情報発信と世論作り

7月に予定されている参議院選後、国民に負担を強いる医療制度改革メニューの具体的な法案の議論が加速する見通しである。窓口負担増加や保険給付はずしなどの計画阻止のための世論づくりが必要である。本年度は保団連作成のリーフレットなどの宣伝物を有効に活用し、特に会員、患者、家族の視点に立ち、私たちの運動への共感を得る活動に努める。昨年度は老人クラブや介護施設などからも署名等の協力を得ているが、高齢者のみならず地

域へ外向き全世代の住民へ向けて運動の浸透を図る工夫をする。

(2) 県議会選挙、参議院選挙で候補者の社会保障政策を問う

4月には県議会議員選挙、7月には参議院選挙が予定されている。国は都道府県を医療提供体制を含めて医療費適正化の推進役と位置付けている。県議会議員候補者には国や県の医療、介護、福祉などの政策について情報提供し、社会保障政策を問う機会をとらえる。参議院選挙は県区の定数は1人となるが社会保障政策の立場を明確にする意味でも重要である。候補者アンケートを通じて会員、県民の判断材料を社会保障の分野から提供していく。

(3) 窓口負担割合軽減を福祉医療制度充実の運動とともに強める

昨年は妊婦加算に批判が高まったが、我々の診療報酬引き上げ運動は患者負担の増加に直結するだけに、患者の理解をいかに得るかが重大な課題である。問題の根幹にある窓口負担をゼロとすることめざし、少しでも負担割合を軽減する運動が必要である。長野協会では国の医療制度としての負担割合軽減を求めるとともに、地方自治体の福祉医療制度として補完することも求める。この立場から子ども医療費の制度の更なる改善とともに、妊産婦の医療費助成制度の創設を要求していく。

(4) 2020年診療報酬改定に向けた改善要求

回りの診療報酬改定に向けては、初再診料等の基礎的技術料の引き上げをベースとして医科、歯科の不合理是正を中心とした個別要求をまとめ、厚労省や中医協委員に働きかける。必要に

応じて北信越ブロックと連携した要請行動も検討する。

(5) 保険でより良い歯科医療の運動
「保険でより良い歯科医療を」長野連絡会の事務局団体として参加団体の拡充に向け努力する。電話相談や歯科医師の対面相談、歯科衛生士によるブラッシング指導、定例行事となった「歯の供養祭」などの活動を通じて歯科への県民意識を高めつつ、新たな歯科請願署名に取り組む。また、歯科技工問題の改善のため歯科技工士会などとも意見交換しながら共同の運動をすすめていく。歯科衛生士会や栄養士会など県内他団体との懇談の機会をもうける。学校歯科健診における咬合異常に対する歯科矯正の保険適用については、会内外の学習等を通じて課題を整理していく。

(6) 消費税10%引き上げ中止と「損税」解消のためのゼロ税率要求を継続

10月に消費税率引き上げが予定されている。安倍政権は2014年に社会保障充実のためとして消費税率を5%から8%に引き上げたが、社会保障は充実どころか負担増と給付抑制がすみせーフティネットの機能は低下している。また、個人消費は落ち込み景気は低迷した。増税は過去に2度延期されたが、今回の増税を前に複雑な軽減税率やポイント還元などの景気対策に奔走している。そもそも消費税を引き上げる必要があるのかも疑問である。保団連が中心となり10%引上げ中止一点で署名活動を行うネットワークが立ち上がり、長野協会もそこに連帯していく。

また、消費税引き上げ時の「損税」対策としては診療報酬への補填で対応することが決定したが、これまでの議

<p>〒380-0835 Tel 〇二六-二二六-二二七一</p> <p>長野銀行 長野営業部</p>	<p>〒392-0015 Tel 〇二六-一五二-一五五五</p> <p>ハトヤメデイカルサポート(株)</p>	<p>〒103-0027 Tel 〇三-三三七五-三四六一</p> <p>SYS低刺激化粧品 海外技術交易(株)</p>	<p>〒380-0814 Tel 〇二六-二三四-〇一四五</p> <p>商工中金長野支店</p>	<p>〒380-0815 Tel 〇二六-三三五-〇二八〇</p> <p>タイガー情報機器(株)</p>	<p>〒380-0904 Tel 〇二六-三三六-六〇七一</p> <p>西沢印刷株式会社</p>	<p>祝・長野県保険医協会 第40回定期総会 順不同</p>
<p>〒456-0053 Tel 〇五二-一六六-一六一五一 Fax 〇五二-一六六-一七八六四</p> <p>ナカバヤシ株式会社 名古屋支店</p>	<p>〒381-0817 Tel 〇二六-三三三-四〇二〇</p> <p>ヨコタインターナショナル(株) ボルボ・カーズ長野 ボルボ・カー松本</p>	<p>〒381-0817 Tel 〇二六-三三三-四〇二〇</p> <p>中央石油(株)</p>	<p>〒399-0705 Tel 〇二六-三三三-五四一〇七七</p> <p>相田化学工業株式会社 長野営業所</p>	<p>〒380-0835 Tel 〇二六-二二九-二一九〇</p> <p>企業組合労働者協会の 労働者協同組合ながの</p>	<p>〒870-0903 Tel 〇九七-五五六-二七五七</p> <p>電気集塵式空気殺菌消臭装置 タイセイエンター株式会社</p>	<p>商業印刷・出版印刷 株式会社双真 Tel 〇二六-二九六-三三〇一 Fax 〇二六-二九六-一五二八</p>

論の中でも完全に補填することは困難であることを厚生労働省も認めている。非課税としながら患者に消費税分を負担させることにもなる。協会では引き続き医療への「ゼロ税率適用」を求める運動を継続する。

(7) 平和と基本的人権、民主主義と立憲主義を守る活動

安倍首相は年頭記者会見で今年の通常国会に9条改正を含む自民党改憲案を提示する意思を表明した。保険医協会では人命を守る医師として戦争行為は容認できず、平和を守ることが医師・歯科医師の社会的使命として、平和憲法の精神や生存権など国民の権利が侵されることのないよう、発言をしている。また、ヒバクシャ国際署名や辺野古基金などに引き続き協力していく。

2. 会員の身近な相談と実利、実益を守る活動

(1) 審査・指導、経営税務、法律など個別相談活動

診療報酬改定に対する疑問、日常的な保険請求や審査、指導など会員からの相談に迅速、的確に対応するとともに、情報共有のため長野新聞等を通じて会員へフィードバックする。経営、税務や法律問題は顧問税理士、顧問弁護士と連携して対応する。また、会員の高齢化による廃院や継承問題への相談体制を構築する。

(2) 共済活動

開業医共済休業保障の新規加入者20名に向けて制度普及をはかる。団体契約によるスケールメリットを活かした保険医年金とグループ保険の制度の維持、発展のために生命保険会社と協力して普及にあたる。なお、グルー

プ保険は8月の更新時より66～70歳の保障額の上限を引き上げる。共済加入のしおりを作成し、組織対策とあわせた宣伝物の充実をはかる。

(3) 学術研究会・各種講習会の企画

日常診療の向上や開業医の専門性を高めるための学術研究会を県内各地で開催できるように企画する。また、審査・指導対策、経営・雇用管理、医療安全対策、医事紛争対策、廃業・継承問題などの講習会を専門家の協力も得ながら実施する。

(4) 保険医協同組合活動との一体的活動

協会会員が母体である保険医協同組合の事業を多くの会員が利用するよう取り組む。開業相談や融資や各種共済制度などの紹介や各種セミナー開催のための支援及び会員参加を呼びかける。開業医共済休業保障の普及において携携する。

3. 審査、指導・監査対策など医療機関の経営と医療を守る活動

(1) 審査強化への対応

歯科部会、保険委員会で返戻・査定事例について検討する体制を整え、審査情報を蓄積する。また、必要に応じて審査支払機関に改善を申し入れる。疑義解釈資料等を編集して請求事務のための情報を会員医療機関へ提供する。

(2) 保険医への指導・監査の改善を求める

開示請求などを通じて指導・監査の情報を会員へ提供する。集团的個別指導等の選定方法の変更について情報収集、分析し、必要に応じて申し入れなどを行う。また、会員から改善要望を把握しながら厚生局長野事務所とも定期的な懇談の場を設ける。個別指導時の弁護士帯同については本年度も一定

の費用援助を行う。

(3) 消費税、税務調査から会員を守るための活動

消費税率10%への引き上げとなった場合の実務的な対応として2023年10月から導入されるインボイス制度についても学習、研究する。ゼロ税率、社会保険診療の事業税非課税や租税特別措置法26条の存続・恒久措置化を引き続き要望する。

税務調査対策として国税局交渉なども視野に県内医療機関への税務調査の実態把握に努める。

(4) オンライン資格確認の導入などへの対応

医療保険のオンライン資格確認は2020年8月から本格稼働が予定され、世帯単位の被保険者番号が個人単位とする方針で準備がすすめられている。医療情報のICT化や医療情報の民間活用による個人情報保護が重要となる。また、カードリーダーの導入やレセコン改修などで医療機関の費用負担についての運動対策をすすめる。

(5) 患者トラブル等の相談支援活動

昨年はクレーム対策の講演会を企画したが、患者からの理不尽な要求や脅しや暴言についての相談支援活動に専門家と連携しつつ対応する。また、医療過誤等の紛争事例について学習講演会などを企画する。

4. 地域医療を支える活動

(1) 前進した福祉医療の更なる充実をはかる

福祉医療制度は現物給付化が実現し、一歩前進した。福祉医療給付制度の改善をすすめる会の加盟団体として、①県制度の子ども医療費助成対象年齢の拡大、

②障がい者、ひとり親家庭への現物給付制度の適用、③受給者負担金の廃止など更なる改善運動に取り組む。協会独自として返戻防止や請求事務の簡素化の要望を県、市町村に行っていく。

国に向けては義務教育終了までの無料化と国保のペナルティ措置の全面廃止を求めている。

また、新たに妊産婦に対する助成制度の創設を国、県、市町村に求めている。

(2) 地域の実情に応じた医療提供体制確保を求める

地域医療構想にもとづき、構想区域ごとに公的病院に引き続き民間病院の協議がすすめられている。今後作成される医師確保計画などとともに医療計画、介護事業計画などへ反映されていく。病床再編や医師の適正配置などの動向を注視しつつ、地域の実情に応じた体制を確保できるように県医団連とも協力して学習、交流の場を企画する。

(3) 短期保険証の取り扱いなど国保制度の改善を求める

社保協国保部会と連携し、県内の国保料、資格証明書・短期被保険者証等の発行状況、滞納整理などの実態を把握する。都道府県単位化から2年目を迎えるが、市町村で窓口留置の対応に格差がある保険証交付のルールなどの標準化をはかるよう国保運営協議会などに働きかける。

(4) 地域医療連携の実践的な活動を支援

地域の保健、予防活動に積極的な役割を果たしてきた会員の経験を交流し、地域で実践するための活動を各種セミナーや講習会の企画を通じて支援していく。具体的には、医療と介護の

祝・長野県保険医協会第40回定期総会

順不同

太陽生命保険株式会社

公法人部

〒一〇三―〇〇二七
東京都中央区日本橋二―一―二
TEL 〇三―三二七二―一六〇四二
太陽生命日本橋ビル

富国生命保険相互会社

松本支社

〒390―0874
松本市大手二―三―一八
TEL 〇二六三―三三―一九四九

日本生命保険相互会社

本店公務部

〒五四―一八五〇―
大阪市中央区今橋三―五―十二
TEL 〇六(六二〇九)六一八八

大樹生命保険株式会社

松本支社

〒390―0811
松本市中央一―二―一八 大樹生命松本ビル2階
TEL 〇二六三―三三―三三―三五八五

連携や医科・歯科連携をテーマに定例的な企画を立てていく。

(5) 出前講座、医療相談活動

医療機関内だけではなく地域へ出向き、出前講座や医療相談活動をする中で、医療の問題をともに考える住民と一体となった活動に取り組む。

5. 全会員から頼りにされる協会づくり

(1) 会員の要求把握と組織強化

- ① 県内医療機関の実態や会員の要求を把握し、協会活動に反映させる。
② 新規入会会員の目標を30名以上とする。役員と事務局員が一体となった計画的な組織拡大対策を行う。
③ 若い世代が興味をもち、活動に共感できるようなアプローチを工夫する。病院医局への定期的な宣伝を行う。
④ 高齢の会員であっても活動に参加しやすい環境づくりに努める。

会費は前年度と同額

長野県保険医協会の第40回定期総会で2019年度予算が可決されたことに伴い19年度の会費額は、開業医…月額5,000円、勤務医…月額3,000円と確定した。いずれも据え置き。開業医は93年度(93年4月)から、勤務医は当初から同額。

(2) 会員、国民との接点としての広報活動

医療情勢全般について長野新聞、ファックス、インターネットを活用して迅速で正確な情報を提供する。特にインターネットの情報媒体を強化する。

① 保険医新聞の役割の強化

保険医新聞では諸企画を通じて日常診療に役立つ情報、国政や県内の医療分野の情報発信に努める。協会の活動内容や方針について分かりやすく伝える工夫を行う。

② インターネットを通じた情報サービスと国民への情報発信

会員への情報伝達として、月1回の長野新聞以外にも、医療情勢を会員に伝えるようニュースの発行や電子メールの定期配信とともにメーリングリスト等の創設を検討する。また、ホームページを充実させ国民向けに医療問題を開設するコンテンツを設置する。

③ マスコミとの懇談

各種アンケート結果の発表や主要行事についてマスコミを通じてアピールする。地元新聞社やテレビ局との懇談会を企画する。

(3) 委員会運営への会員参加を呼びかける

審査問題や地域医療を中心に各委員

会への会員参加を広く呼びかけ委員会機能の充実をはかる。

来賓の方々

- 敬称略、順不同—
衆議院議員 下條 みつ
衆議院議員 務台 俊介
参議院議員 武田 良介
日本共産党長野県委員会書記長 長瀬 由希子
県社会保障推進協議会事務局長 原 健
県労働組合連合会事務局長 服部 壽一
護士 木嶋 日出夫

メッセージをいただいた方々

- 敬称略、順不同—
衆議院議員 篠原 孝、井出 庸生、藤野 保史、山本 和嘉子、後藤 茂之
参議院議員 吉田 博美、羽田 雄一郎、杉尾 秀哉
県議会議員 鈴木 清、和田 明子、浜章吉、小池 清、今井 愛郎、堀内 孝人、山岸 喜昭、佐々木 祥二、小林 東一郎、諏訪 光昭、丸山 大輔、小山 仁志、花岡 賢一、藤岡 義英、荒井 武志、小川 修一、依田 明善、両角 友成
政党や各種団体等 長野県作業療法士会、長野県言語聴覚士会、長野県歯科衛生士会、長野県臨床検査技師会、長

野県医療ソーシャルワーカー協会、松本市歯科医師会、長野県民主医療機関連合会、長野県弁護士会、全国健康保険協会長野支部、長野県中小企業団体中央会、長野県商工団体連合会、しらかば会計事務所、長野県難病患者連絡協議会、長野県障害者運動推進協議会、新日本婦人の会長野県本部、日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県教職員組合、長野県高等学校教職員組合、長野県退職教職員互助組合、農民運動長野県連合会、長野県単位農協労働組合連合会、長野県生活協同組合連合会、年金者組合長野県本部、長野県生活と健康を守る会連合会、長野県高齢期運動連絡会、長野県勤労者山岳連盟、社会民主党長野県連合、日本共産党長野県委員会、国民民主党長野県総支部連合会、太陽生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、三井生命保険株式会社、富国生命保険相互会社、長野県薬剤師会、長野県理学療法士会

そのほか、全国保険医団体連合会会長はじめ全国の保険医協会・医会の会長・理事長より(個別掲載は略)

訂正 議案書P8(4)設立10年目を迎えた開業共済休保などの共済活動の2行目において「全体では2,056人」とありますが「全国で2,056人」に訂正させていただきます。

働き方改革関連法案施行
スタッフの有給管理に注意

4月1日より働き方改革関連法が施行され、労働者の有給休暇の取得が義務化された。対象者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上(パート・アルバイトも含める)となる。使用者(雇用主)は労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日間、時季を指定して取得させることが義務付けられた。これを「使用者による時季指定」と呼び、労働者から有給取得時季の意見を聴取し、使用者が取得時季を指定する方法であり、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう努めなければならぬとされている。また、既に5日以上(パート・アルバイトも含める)の年次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、「使用者による時季指定」をする必要がなく、また時季指定することもできないとされた。

有給取得の義務化に伴い使用者は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について就業規則に記載をする義務と、年次有給休暇管理簿を作成し3年間保存をすることとなった。年次有給休暇管理簿は労働者名簿または賃金台帳とあわせて調整することができ、必要なときにいつでも出力できる仕組みにすればシステム上で管理することもできる。

上記の違反については罰則も設けられており、年次有給休暇を取得させなかった場合や、時季指定を行う場合に

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。3/1~3/31間は、医科4件、歯科1件。(氏名敬称略)

Table with 9 columns: 診療科名, 郵便番号, 電話番号, 開設者・管理者, 従事, 病床, 指定日. Rows include 林リウマチ整形外科クリニック, 長野県厚生農業協同組合連合会浅間南麓こもろ医療センター附属こまくさ診療所, わかば内科クリニック, やぶはら小児科医院, やまぐち歯科クリニック.

*1 診療科名は略記載。*2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。*3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。*4 指定期間は指定日より6年。

保険医年金一時払の加入申込口数上限のお知らせ

この度、保険医年金の一時払申込につきまして、申込一回あたりの申込口数の上限を次回募集2019年9月~10月(2020年1月1日加入発)より下記の取り扱いとすることとなりましたので、お知らせ致します。
なお、下記の取り扱いは、申込一回

あたりの申込口数の上限であり、通算口数の上限ではありません。また、すでにご加入いただいた積立金には影響ありませんが、ご不明な点などございましたら長野県保険医協会までお尋ね下さい。



Table with 2 columns: 現行, 2019年9~10月募集(2020年1月1日発足分)から. Rows show 1回につき40口(2,000万円)まで and 1回につき40口(2,000万円)まで.

就業規則に記載がない場合は30万円以下の罰金、労働者の請求する時季に所定の年次有給休暇を与えなかった場合は6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられる。

今回の法改正は全ての医療機関が対象となるため、今年度からの有給休暇の取扱いには注意されたい。

働き方改革関連法では他に、労働時間の把握義務化等が4月より施行されている。県保険医協会では5月26日に特定社会保険労務士の石関裕子氏を招き働き方改革について学習セミナーを開催する。詳細、申込については同封のチラシにて。